



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年12月20日火曜日 第369号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

医療機関の指定.....（保健福祉課）...1018  
 施術機関の指定.....（ " ）...1018  
 指定医療機関の廃止の届出.....（ " ）...1019  
 指定施術機関の廃止の届出.....（ " ）...1019  
 指定医療機関の辞退.....（ " ）...1019  
 医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定.....（ " ）...1019  
 介護機関（居宅介護事業者）の指定.....（ " ）...1019  
 介護機関（介護予防事業者）の指定.....（ " ）...1019  
 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....（ " ）...1020  
 指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出.....（ " ）...1020  
 知事指定薬物の指定.....（薬務衛生課）...1020  
 農用地利用配分計画の認可.....（農政課農地・担い手対策室）...1020  
 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧（2件）.....（農地整備課）...1021  
 保安林予定森林.....（森林整備課）...1021  
 解除予定保安林.....（ " ）...1021  
 保安林の指定の解除.....（ " ）...1021  
 漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....（水産課）...1021  
 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....（ " ）...1022  
 公共測量の実施の通知（2件）.....（道路維持課）...1022  
 道路の供用開始（県道新居浜東港線）.....（東予地方局管理課）...1022  
 道路の区域変更（県道大島環状線）.....（東予地方局今治土木事務所）...1022  
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）...1022  
 建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）...1023  
 道路の供用開始（県道松山北条線）.....（ " ）...1023  
 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）...1023  
 道路の区域変更（県道大洲野村線）.....（南予地方局大洲土木事務所）...1024  
 道路の供用開始（県道池田中山線）.....（ " ）...1024

### 公営企業告示

落札者等の告示.....（公営企業管理局総務課）...1024

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
マック大洲調剤薬局	大洲市東大洲174番地	令和4年7月1日
かもめ調剤薬局	今治市新大田町三丁目4番7号	令和4年10月1日
西本医院	上浮穴郡久万高原町久万292番地の6	令和4年10月1日

藤田クリニック 今治市桜井二丁目5番50号 令和4年10月5日

### ○愛媛県告示第1278号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中村時広

施術機関の氏名	施術機関の住所	指定年月日
宇都宮弘幸	宇和島市保田甲737番地12	令和4年9月20日
薬師神達也	宇和島市夏目町3-6-4	令和4年9月20日

中 内 涼	新居浜市東雲町2-2-16	令和4年9月23日
-------	---------------	-----------

○愛媛県告示第1279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
久 保 徹 歯 科	大洲市新谷町甲16番地	令和4年8月8日
か も め 調 剤 薬 局	今治市新田町三丁目4番7号	令和4年9月30日
西 本 医 院	上浮穴郡久万高原町久万292番地の6	令和4年9月30日
藤 田 医 院	今治市桜井二丁目5番57号	令和4年10月4日
谷 池 内 科 ・ 胃 腸 科	八幡浜市1280-20	令和4年10月21日

○愛媛県告示第1280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用

○愛媛県告示第1282号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社 憩楽	今治市郷桜井四丁目6番82号	訪問看護ステーション憩楽	今治市郷桜井四丁目6番82号	令和4年10月21日

○愛媛県告示第1283号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人大島福祉会	今治市吉海町仁江262番地1	グループホームあじょかの里	今治市吉海町仁江262番地1	令和4年10月1日
有限会社ケアサポートいずみ	北宇和郡鬼北町大字永野市98番地1	小規模多機能型居宅介護事業所ほのぼの	北宇和郡鬼北町大字永野市433番地1	令和4年10月21日

○愛媛県告示第1284号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

施術機関	施 術 所	廃 止	
氏 名	名 称	所 在 地	年 月 日
有限会社テクニカルライズ	マッサージ和み	西条市洲之内甲644番地	令和4年10月31日

○愛媛県告示第1281号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
しみず 歯 科 医 院	西予市宇和町卯之町四丁目405番地	令和4年11月7日

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人 順天会	今治市北日吉町一丁目10番50号	介護老人保健施設 八恵苑	今治市北日吉町一丁目19番15号	令和4年9月1日
社会福祉法人大島福祉会	今治市吉海町仁江262番地1	グループホームあじよかの里	今治市吉海町仁江262番地1	令和4年10月1日
有限会社ケアサポートいずみ	北宇和郡鬼北町大字永野市98番地1	小規模多機能型居宅介護事業所ほのぼの	北宇和郡鬼北町大字永野市433番地1	令和4年10月21日

○愛媛県告示第1285号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人社団マリナ会	上浮穴郡久万高原町久万292番地の6	西本医院	上浮穴郡久万高原町久万292番地の6	令和4年9月30日

○愛媛県告示第1286号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人社団マリナ会	上浮穴郡久万高原町久万292番地の6	西本医院	上浮穴郡久万高原町久万292番地の6	令和4年9月30日

○愛媛県告示第1287号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中村時広

1 薬物の名称

- (1) 2 - ( 3 - メトキシフェニル ) - 2 - [ ( プロパン - 2 - イル ) アミノ ] シクロヘキサン - 1 - オン及びその塩類
- (2) N - メチル - 1 - ( 5 - メチルチオフェン - 2 - イル ) プロパン - 2 - アミン及びその塩類
- (3) 2 - { 2 - ( 4 - エトキシベンジル ) - 1 H - ベンゾ [ d ] イミダゾール - 1 - イル } - N , N - ジエチルエタン - 1 - アミン及びその塩類
- (4) N - ( 1 - アミノ - 3 , 3 - ジメチル - 1 - オキソブタン - 2 - イル ) - 1 - ヘキシル - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシアミド及びその塩類
- (5) N - ( 1 - アミノ - 1 - オキソ - 3 - フェニルプロパン - 2

- イル ) - 1 - ブチル - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシアミド及びその塩類

- (6) 前各号に掲げる物を含有する物

2 指定の理由

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

令和4年12月21日

○愛媛県告示第1288号

令和4年12月7日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積 (㎡)
農事組合法人 やすで	愛媛県西条市	愛媛県西条市安用出 作160番ほか19筆	20 459

2 認可年月日  
令和4年12月13日

○愛媛県告示第1289号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、新居浜市船木地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（防災ダム事業・池田地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和4年12月21日から令和5年1月24日まで
- 3 縦覧場所  
新居浜市役所本庁

○愛媛県告示第1290号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、西条市氷見地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ほ場整備事業・氷見上部地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和4年12月21日から令和5年1月24日まで
- 3 縦覧場所  
西条市役所本庁

○愛媛県告示第1291号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西条市中野字大久保丙198、丙199の4、丙201の1、字大久保山丙201の2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大久保丙198・丙199の4・丙201の1（以上3筆について

て次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1292号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所  
松山市神浦3121の6
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第1293号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
新居浜市種子川山字樋ノ口乙134の1・字種子川乙360の1・乙360の7・立川町583の11（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
一般送配電事業用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び新居浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1294号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたと、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

（南予地方局農林水産振興部愛南水産課管内）

御荘加入区

○愛媛県告示第1295号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成30年12月愛媛県告示第1214号）による保険に付すべき義務は、令和4年12月19日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中村時広

（南予地方局農林水産振興部愛南水産課管内）

御荘加入区

○愛媛県告示第1296号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、八幡浜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（航空写真撮影、写真地図作成、数値地形図データ作成）
- 2 作業期間 令和4年11月4日から  
令和5年1月10日まで
- 3 作業地域 八幡浜市の一部

○愛媛県告示第1297号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（登記所備付地図作成作業に伴う基準点設置作業）
- 2 作業期間 令和4年11月28日から  
令和5年2月28日まで
- 3 作業地域 松山市桑原地区（松山市榊味一丁目ないし四丁目及び正円寺一丁目ないし四丁目の全部）

○愛媛県告示第1298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	新居浜東港線	新居浜市観音原町甲935番8から 同町甲920番2まで	令和4年12月20日

○愛媛県告示第1299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	大島環状線	今治市吉海町幸新田68番1地先から 同町幸新田68番2まで	旧	メートル 4.2~10.4	キロメートル 0.015	
		今治市吉海町幸新田68番3から 同町幸新田68番3まで	新	4.6~10.6	0.015	
"	"	今治市宮窪町早川1368番2地先から 同町早川1365番2地先まで	旧	3.0~17.6	0.046	
		今治市宮窪町早川1368番2から 同町早川1365番2まで	新	7.5~33.6	0.046	

○愛媛県告示第1300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大島環状線	今治市吉海町幸新田68番3から 同町幸新田68番3まで	令和4年12月20日
"	"	今治市宮窪町早川1368番2から 同町早川1365番2まで	令和4年12月22日

○愛媛県告示第1301号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般-2)第12230号	令和3年3月31日	池田建工	池田 敬三	松山市辻町11-27	令和4年11月4日	建築工事業	建設業の廃止
(般-29)第17109号	平成29年12月10日	進成土木(株)	新藤 一平	松山市畑寺3-11-1	令和4年11月4日	とび・土工事業 鉄筋工事業	建設業の廃止
(般-30)第17193号	平成30年7月31日	(株)ライフ・クリエイトオフィス	岩橋 政功	松山市朝生田町1-10-7	令和4年11月16日	建築工事業	建設業の廃止
(般-2)第17576号	令和2年9月9日	ヤマスイ(株)	山下 宏幸	松山市堀江町甲864-77	令和4年11月17日	とび・土工事業	建設業の廃止
(般-3)第10266号	令和3年9月7日	(有)第一建装	橋本 彰司	松山市北斎院町47-5	令和4年11月22日	塗装工事業	建設業の廃止
(般-29)第18062号	平成30年2月8日	(株)一星	森脇 和義	松山市上野町甲1149-2	令和4年11月24日	土工事業 とび・土工事業 石工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-3)第13551号	令和3年10月21日	向井建工	向井 満	松山市土居田町614-4	令和4年11月25日	内装仕上工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山北条線	松山市山田町乙233番14から 同町乙233番15まで	令和4年12月20日

○愛媛県告示第1303号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年12月20日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建(開)第37号 令和4年12月12日	伊予郡松前町大字徳丸字宮ノ前119番1	伊予郡松前町大字北黒田574番地1 ガルテン ASAKI C-101 後 藤 良 輔

○愛媛県告示第1304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	大洲野村線	大洲市菅田町宇津乙1051番7から 同町宇津乙1050番7まで	旧	メートル 10.2～16.4	キロメートル 0.071	
			新	13.1～19.6	0.071	

○愛媛県告示第1305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月20日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬南318番3から 同町大瀬南326番3まで	令和4年12月20日

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第10号

次のとおり落札者を決定した。

令和4年12月20日

愛媛県公営企業管理者 山口真司

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置 1式 (県立新居浜病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市湊町四丁目4番地1伊予鉄本社ビル2F	令和4年11月21日	株式会社カワニシ松山支店 愛媛県松山市枝松五丁目6-45	59,950,000円	一般競争入札	令和4年10月7日